



## 高齢者の皆さんの生活を支援する事業をご紹介します



### 介護福祉課地域包括支援センター系の事業をご紹介します

地域にお住まいの高齢者と一緒に暮らすご家族の方が安心して生活できるように福祉、介護、健康、医療などに関するさまざまな相談支援を行います。

#### 地域包括支援センターの主な業務

〈総合相談〉生活の中で困っていることや心配なことについて、適切なサービスや機関に繋ぐお手伝いをします。

〈虐待・権利擁護〉人権や財産などをまもるための支援を行います。

〈介護予防マネジメント〉要支援1、2に該当した方の介護予防プランの作成などを行います。

〈地域のケアマネージャーなどへの支援〉ケアマネージャーなどへの困難なケースに対する助言や支援を行います。

#### ▼福生市地域包括支援センター福生

【場所】市役所1階9番介護福祉課内

【開所時間】月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※土曜日の正午～午後1時、日・祝日、年末年始を除く

【電話番号】☎ 551・1537

#### ▼福生市地域包括支援センター熊川

【対象】五日市街道より南側にお住まいの65歳以上の方

【場所】福祉センター2階

【開所時間】月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分

※土曜日の正午～午後1時、日・祝日、年末年始を除く

【電話番号】☎ 510・2945

#### 介護予防事業のご案内

##### ●二次予防事業対象者向け介護予防教室

基本チェックリストの結果により選定する二次予防事業対象者（要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者）に、筋力向上トレーニング教室、お口と食のはつらつ教室、脳と体のいきいき教室を実施します。対象者には地域包括支援センターからご連絡します。

##### ●一般高齢者向け介護予防教室

介護保険要介護認定の「要支援」「要介護」に該当しない方の介護予防を目的とした筋力向上トレーニング教室、お口と食のはつらつ教室、脳と体のいきいき教室を行います（教室開催時に広報ふっさでお知らせします）。

##### ●介護予防フォローアップ事業

柔道整復師の指導による個人の身体状況などに応じた機能訓練を行います（事業開催時に広報ふっさでお知らせします）。

【問合せ】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537

#### 在宅介護支援センターを紹介します

在宅介護支援センターでは、市内の高齢者の方の生活状況を把握するために、センター職員が訪問しています。在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、高齢者の見守り活動をしています。訪問させていただいた際は、お気軽にご相談ください。

##### ▼在宅介護支援センター加美

【住所・電話番号】福生 3244-10 特別養護老人ホーム第2 サンシャインビル内・☎ 553・3720

##### ▼在宅介護支援センター武蔵野

【住所・電話番号】福生 2300-4 特別養護老人ホームヨコタホーム内・☎ 553・6695

##### ▼在宅介護支援センター南田園

【住所・電話番号】南田園 2-9-1 グリーンシティ南田園 103・☎ 539・0007

### 介護福祉課高齢福祉系の事業をご紹介します

高齢者の皆さんへの各種福祉施策を行っています。

#### ●生きがい活動支援デイサービス事業

家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行います。

【利用料】基本サービス…1回180円（市民税非課税・生活保護の方は無料）、食事サービス…1食350円（おやつを提供する場合は450円）

#### ●生活支援ショートステイサービス事業

短期間の宿泊により、日常生活に対する指導や支援を行います。

【費用負担】1日800円（生活保護の方は無料）※食事代・送迎費等は別途

#### ●配食サービス事業

在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、毎週水・金曜日にボランティアが昼食をお届けして、安否の確認もを行います。

【費用負担】1食350円

#### ●生活支援ホームヘルプサービス事業

退院直後など、一時的に体調を崩し、自立生活の支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います。

【費用負担】1時間140円（市民税非課税・生活保護の方は無料）

#### ●緊急通報システム事業

慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らしの高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報し、高齢者の安全を確保します。

【費用負担】設置費等の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

#### ●火災安全システム事業

慢性疾患等心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等に、家庭内で

の火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付または貸与します。また火災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報し、火災に対する迅速な消火活動で高齢者の救助を行います。

【費用負担】設置費等の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

#### ●徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し事故防止を図ります。

【費用負担】要した費用の1割（月額172円）

#### ●自立支援日常生活用具給付事業

シルバーカー等の日常生活用具を給付し、自立した生活の継続を図ります。

【費用負担】要した費用の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

#### ●自立支援住宅改修給付事業

手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し給付をします。

【費用負担】要した費用の1割（市民税非課税・生活保護の方は無料）

#### ●老人用杖給付事業

所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。

【費用負担】無料

#### ●寝具乾燥事業

寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣します。

【費用負担】無料

#### ●訪問理美容サービス事業

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者（要介護3以上）に対して、ご自宅に理髪店や美容院が訪問して理容または美容を行います。



【費用負担】1回400円

#### ●家族介護慰労助成事業

高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。

【対象】介護保険要介護認定で要介護4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族（要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族）

【慰労金】100,000円

#### ●おむつ等の助成

【対象】寝たきりまたはそれに準ずる（認知症も含む）状態が継続すると認められ、現におむつを必要とし、かつ介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方等（生活保護の方は除く）

【費用負担】無料

#### ●老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

#### ●居住支援特別対策事業

高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、民間賃貸住宅にお住まいの高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。

【給付額】月額5,000円

#### ●救急医療情報キット配布事業

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を配布します。

【費用負担】無料

#### ●介護サポーター事業

介護サポーターとして登録申請し、市内の福祉施設で介護サポーター活動をして集めたポイント数によって、翌年度最大5,000円の交付金が受けられます。※詳細はお問い合わせください。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751